

第19期 令和7（2025）年度

田野畑むらづくり基金 中間期報告書



岩手県田野畑村

1 寄付金の概況報告

第19期（令和7年度）中間期の寄付金の概況は次のとおりです。

- ・ 寄付者の総数は 2,584人・団体、寄付件数は 2,894件でした。
- ・ 寄付金の総額は 57,350,900円でした。
- ・ 寄付金は基金に積み立てて保管し、預金利息 11,674円が生じています。
- ・ 寄付金と預金利息を合わせた基金積立額は 57,362,574円となっています。
- ・ 基金事業の予算化による基金取崩見込額は 46,864,000円となっています。
- ・ 寄付金額を村民1人あたりに換算すると 20,334円となります。（令和7年9月末日現在人口 2,821人）

第1期（平成19年度）から第19期（令和7年度）までの総計は次のとおりです。

- ・ 寄付者の総数は 6,244人・団体、寄付件数は 7,402件となりました。
- ・ 寄付金の総額は 206,760,166円となりました。
- ・ 寄付金は基金に積み立てて保管し、預金利息 98,214円が生じています。
- ・ 寄付金と預金利息を合わせた基金積立総額は 206,858,380円となっています。
- ・ 基金事業の実施による基金取崩総額は 97,284,290円、基金残高は 109,574,090円となっています。

2 令和7年度 基金事業の報告

令和7年度は、田野畑むらづくり基金を財源に20の事業を予定しております。

皆様からの寄付のおかげで実施できましたことをご報告いたします。

【再生可能エネルギー等導入促進事業】

- 政策メニュー (7) 環境保全に関する事業
- 事業内容 太陽光発電装置などを設置した1世帯に、設置費用の一部を助成します。
- 事業費 400,000円（寄付財源50%）
寄付財源 200,000 円
【歳出】 再生可能エネルギー等導入促進補助金 200,000円



【地域づくり交付金事業】

- 政策メニュー (3) 保健・医療・福祉に関する事業
- 事業内容 地域の高齢者世帯等の除雪を行う自治会に対して除雪費用やその準備費用の一部を交付します。
- 事業費 300,000円（寄付財源100%）
【歳入】 寄付財源 300,000 円
【歳出】 地域づくり交付金 300,000円



【エンゼル祝い金等給付事業】

- 政策メニュー (4) 少子化対策に関する事業
- 事業内容 子どもの健やかな成長と子育て支援を目的に、子どもが生まれた世帯に新生児1人あたり30万円（第2子以降10万円加算）の助成金を交付します。
- 事業費 3,640,000円（寄付財源100%）
【歳入】 寄付財源 3,640,000円
【歳出】 交付金 3,640,000円



【総合バス運行事業】

- 政策メニュー (2) 教育・文化・スポーツに関する事業
- 事業内容 総合バスの通常運行のほか、小中学生のスクールバンドや部活動等の活動にあわせたバスの運行を行い、児童生徒の送迎について支援します。
- 事業費 1,700,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 1,700,000円
 - 【歳出】 委託料 1,700,000円



【田野畑中学校仮会社Comaru協働連携推進事業】

- 政策メニュー (2) 教育・文化・スポーツに関する事業
- 事業内容 田野畑中学校の生徒が行う仮会社Comaruの活動に支援します。
- 事業費 76,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 76,000円
 - 【歳出】 田野畑中仮会社Comaru協働連携推進交付金 76,000円



【ふるさと納税推進事業】

- 政策メニュー (1) 産業振興に関する事業
- 事業内容 ふるさと納税の推進、ふるさと納税を用いた産業振興へと活用します。
- 事業費 17,901,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 17,901,000円
 - 【歳出】 ふるさと納税経費 17,901,000円



【中学校部活指導員設置事業】

- 政策メニュー (2) 教育・文化・スポーツに関する事業
- 事業内容 部活動の指導体制の充実のため、中学校の部活動指導員への報酬等を助成します。
- 事業費 3,929,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 3,929,000円
 - 【歳出】 学校管理費 3,929,000円



【スポ少活動振興事業】

- 政策メニュー (2) 教育・文化・スポーツに関する事業
- 事業内容 青少年の健全育成を目的として活動する田野畑村内のスポーツ少年団の事業を推進するため、村内スポ少4団体に対して活動を助成します。
- 事業費 450,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 450,000円
 - 【歳出】 交付金 450,000円



【図書室等運営事業】

- 政策メニュー (2) 教育・文化・スポーツに関する事業
- 事業内容 子ども達の読書活動推進のため、いわ100、いわ100きっずを購入
- 事業費 300,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 300,000円
 - 【歳出】 図書室等運営経費 300,000円



【子育て支援事業】

- 政策メニュー (2) 教育・文化・スポーツに関する事業
- 事業内容 子育て支援団体に対しての補助金を交付します。
- 事業費 630,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 630,000円
 - 【歳出】 子育て支援団体活動補助金 630,000円



【定住対策促進事業】

- 政策メニュー (5) 移住・定住促進に関する事業
- 事業内容 結婚した夫婦や、婚姻の仲立ちをした人に対する祝い金及び報奨金を交付します。
交付内容：結婚おめでとうお祝い金、縁結び報奨金
- 事業費 2,100,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源2,100,000円
 - 【歳出】 交付金 2,100,000円



【自然公園保護管理事業】

- 政策メニュー (7) 環境保全に関する事業
- 事業内容 自然保護管理員による自然公園の保護管理に使用します。
- 事業費 408,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 408,000円
 - 【歳出】 委託料 408,000円



【シロバナシャクナゲ群落再生事業】

- 政策メニュー (7) 環境保全に関する事業
- 事業内容 シロバナシャクナゲ群落再生に向けた苗木の購入及び植栽に活用します。
- 事業費 715,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 715,000円
 - 【歳出】 委託料 715,000円



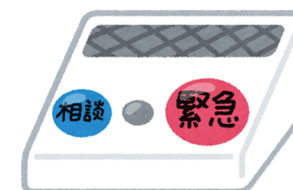
【高齢者・障がい者に優しい住まいづくり推進事業】

- 政策メニュー (3) 保健・医療・福祉に関する事業
- 事業内容 介護認定者の住宅改修費用の助成に使用します。
- 事業費 400,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源400,000円
 - 【歳出】 補助金 400,000円



【緊急通報装置設置事業】

- 政策メニュー (3) 保健・医療・福祉に関する事業
- 事業内容 高齢者の安全を守るための通報装置を設置するために使用します。
- 事業費 720,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 720,000円
 - 【歳出】 委託料 720,000円



【難聴者補聴器購入助成事業】

- 政策メニュー (3) 保健・医療・福祉に関する事業
- 事業内容 難聴者の補聴器購入費用の一部の助成に使用します。
- 事業費 500,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 500,000円
 - 【歳出】 助成費 500,000円



【観光PR事業】

- 政策メニュー (6) 観光振興に関する事業
- 事業内容 本村の観光資源を効果的に発信し、交流人口の拡大と地域活性化を図るために使用します。
- 事業費 2,955,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 2,955,000円
 - 【歳出】 委託料 2,955,000円



【若者交流支援事業】

- 政策メニュー (8) その他村長が特に必要と認める事業
- 事業内容 若者の交流機会を創出し、地域への関心及び定着意欲の向上を図るために使用します。
- 事業費 600,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源600,000円
 - 【歳出】 委託料 600,000円



【育成牛健全保育推進事業】

- 政策メニュー (1) 産業振興に関する事業
- 事業内容 良質な飼料を確保し、公共牧場で預託を受けた育成牛の健全保育を推進するために使用します。
- 事業費 8,380,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 8,380,000円
 - 【歳出】 委託料 8,380,000円



【園芸農家活性化支援事業】

- 政策メニュー (1) 産業振興に関する事業
- 事業内容 園芸農業の振興を図るため、新たな品種導入や生産流通に対する支援に使用します。
- 事業費 960,000円（寄付財源100%）
 - 【歳入】 寄付財源 960,000円
 - 【歳出】 補助金 960,000円



3 基金残高の状況

●基金残高（令和6年度末時点）

（金額：円）

区分	自然環境・観光	歴史文化の保存	自然エネルギー	福祉・健康増進	子どもの教育等	指定なし	運用益	合計
前年度末基金残高 （A）	1,977,000	1,880,000	175,000	483,000	0	61,644,071	85,322	66,244,393
6年度末積立額 （B）	2,586,500	1,392,800	825,500	2,123,300	5,336,200	31,012,940	1,218	43,278,458
6年度取崩額 （C）	407,440	799,700	100,000	1,368,752	2,996,967	4,774,476	0	10,447,335
基金残高 （A+B-C）	4,156,060	2,473,100	900,500	1,237,548	2,339,233	87,882,535	86,540	99,075,516

※条例改正に伴う用途変更により、下記区分に振り分けを行いました。

●基金残高（令和7年度末時点）

区分	産業振興	教育・文化・スポーツ	保健・医療・福祉	少子化対策	移住定住	観光振興	環境保全	指定なし	運用益	合計
7年度当初基金残高（A）	0	1,169,500	1,237,548	1,169,733	1,236,550	3,314,580	2,978,530	87,882,535	86,540	99,075,516
7年度寄付受付時積立額	5,954,500	3,407,300	3,496,400	5,158,200	500,900	1,856,100	3,164,300	33,813,200	11,674	57,362,574
7年度配分後積立額（B）	30,000,000	8,000,000	3,000,000	6,000,000	3,000,000	2,000,000	4,000,000	1,350,900	11,674	57,362,574
7年度取崩額（C）	27,241,000	7,085,000	1,920,000	3,640,000	2,100,000	2,955,000	1,323,000	600,000	0	46,864,000
基金残高 （A+B-C）	2,759,000	2,084,500	2,317,548	3,529,733	2,136,550	2,359,580	5,655,530	88,633,435	98,214	109,574,090

* 積立額…皆様からの寄付金や預金利息を基金に積み立てる額です

* 取崩額…基金事業の実施のために基金から取り崩して使用する額です

* (B) の金額については、指定なし寄付金から各区分への配分を行った後の金額となります。

●基金取崩見込額の内訳（令和7年度中間期時点）

（金額：円）

区分	産業振興	教育・文化・スポーツ	保健・医療・福祉	少子化対策	移住定住	観光振興	環境保全	その他	運用益	合計
園芸農家活性化支援事業	960,000									
草地畜産基盤整備事業	8,380,000									
ふるさと納税推進事業	17,901,000									
総合バス運行事業		1,700,000								
子育て支援事業		630,000								
田野畑中仮株式会社Comaru協働連携推進事業		76,000								
スポ少活動振興事業		450,000								
図書室等運営事業		300,000								
中学校部活指導員設置事業		3,929,000								
地域づくり交付金事業			300,000							
高齢者・障がい者に優しい住まいづくり推進事業			400,000							
難聴者補聴器購入助成事業			500,000							
緊急通報装置設置事業			720,000							
エンゼル祝い金給付事業				3,640,000						
定住対策促進事業					2,100,000					
観光PR事業						2,955,000				
再生可能エネルギー等導入促進事業							200,000			
自然公園保護管理事業							408,000			
シロバナシャクナゲ群落再生業務委託料							715,000			
若者交流支援事業								600,000		
7年度基金取崩見込額	27,241,000	7,085,000	1,920,000	3,640,000	2,100,000	2,955,000	1,323,000	600,000	0	46,864,000

4 基金の内訳

① 政策メニュー別※令和7年度新区分へ振り分けを行っております。

(金額：円、件数：件)

区分	産業振興		教育・文化・スポーツ		保健・医療・福祉		少子化対策		移住定住		観光振興		環境保全		指定なし		寄付金合計		運用益	積立額合計
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数		
第1期から第18期 (平成19年度～令和6年度)	0	0	9,244,982	402	5,886,300	268	9,244,981	402	1,636,400	99	5,417,595	282	6,136,695	303	111,842,313	2,752	149,409,266	4,508	86,540	149,495,806
第19期 (令和7年度中間期)	5,954,500	287	3,407,300	157	3,496,400	167	5,158,200	259	500,900	31	1,856,100	101	3,164,300	172	33,813,200	1,720	57,350,900	2,894	11,674	57,362,574
総計	5,954,500	287	12,652,282	559	9,382,700	435	14,403,181	661	2,137,300	130	7,273,695	383	9,300,995	475	145,655,513	4,472	206,760,166	7,402	98,214	206,858,380

② 個人・団体別

(金額：円、件数：件、人数：人)

区分	個人			団体			合計		
	金額	件数	人数	金額	件数	団体数	金額	件数	人数 団体数
第1期から第18期 (平成19年度～令和6年度)	135,086,688	4,420	3,594	14,322,578	88	66	149,409,266	4,508	3,660
第19期 (令和7年度中間期)	56,649,400	2,893	2,583	701,500	1	1	57,350,900	2,894	2,584
総計	191,736,088	7,313	6,177	15,024,078	89	67	206,760,166	7,402	6,244

③ 地域別

(県内は、田野畑村を除く、金額：円、件数：件、人数：人)

区分	村内			県内			県外			不明			合計		
	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数
第1期から第18期 (平成19年度～令和6年度)	5,123,693	149	132	17,091,790	505	337	127,193,783	3,854	3,191	0	0	0	149,409,266	4,508	3,660
第19期 (令和7年度中間期)	110,000	3	3	3,540,100	114	85	53,700,800	2,777	2,496	0	0	0	57,350,900	2,894	2,584
総計	5,233,693	152	135	20,631,890	619	422	180,894,583	6,631	5,687	0	0	0	206,760,166	7,402	6,244

5 政策メニューリスト

①産業振興に関する事業

田野畑村の基幹産業である農林水産業や商工業の振興を図るとともに、担い手の育成や事業の継続・高度化への支援を行うことで、地域における雇用の確保と所得の向上を促進し、地域経済の活性化と将来にわたり持続可能な村づくりにつなげることを目的とした事業に使用します。

【事業実績】令和7年度より園芸農家の販路拡大、新規品種導入を応援する園芸農家活性化支援事業及び公共牧場へ預託を受けた育成牛の健全保育を推進するための育成牛健全保育推進事業を予定（新規）

②教育・文化・スポーツに関する事業

子どもたちが安心して学び健やかに成長できる教育環境の充実を図るとともに、地域に受け継がれてきた文化や伝統の保存・継承、スポーツや生涯学習の推進を通じて、世代を超えた交流と健康づくりを支え、心豊かで活力ある地域社会の形成を目的とした事業に使用します。

【事業実績】平成30～令和5年度に小学校に教材備品を購入（継続）

令和4年度から中学生が地域の方々と活動（田野畑学）する田野畑中学校「仮会社Comaru」への活動支援を交付（継続）

令和5年度から小中学生のスクールバンドや部活動の活動に合わせた総合バス運行事業を行い児童生徒の送迎を支援（継続）

令和6年度からスポーツ少年団に補助金を交付し、中学校の部活動に指導員を設置（新規）

③保健・医療・福祉に関する事業

高齢化の進行や多様化する健康・福祉ニーズに対応するため、保健・医療・福祉体制の充実を図り、村民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない支援体制の構築と支え合いのある地域づくりを目的とした事業に使用します。

【事業実績】平成27～令和6年度に高齢者世帯等の除雪に対する補助（継続）、平成28年度に介護施設特別浴槽の改修に対する補助事業を実施、令和6年度に緊急通報装置を設置（継続）、令和6年度に難聴者補聴器購入助成事業を実施（継続）

④少子化対策に関する事業

結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた支援を総合的に充実させ、子育て世代の経済的・精神的負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、将来を見据えた少子化対策となる事業に使用します。

【事業実績】令和3年度から子どもの健やかな成長と子育て支援を目的にエンゼル祝い金を給付（継続）

⑤移住・定住促進に関する事業

人口減少や地域活力の低下といった課題に対応するため、住環境や生活基盤の整備を進めるとともに、田野畑村の魅力や暮らしの特色を積極的に発信し、移住・定住の促進を通じて地域の活力維持と持続的な発展を図ります。

【事業実績】令和6年度から結婚した夫婦に結婚おめでとうお祝い金、仲介人に縁結び報奨金を交付（継続）

⑥観光振興に関する事業

豊かな自然環境や特色ある地域資源を生かした観光振興を進めることで、村を訪れる人々との交流を促進し、交流人口の拡大による地域経済への波及効果を高めるとともに、田野畑村の魅力を内外に広く発信します。

【事業実績】令和7年度から村の魅力発信のための観光PR事業を実施（新規）

⑦環境保全に関する事業

田野畑村が有する貴重で美しい自然環境を守り、次世代へ引き継いでいくため、環境保全活動や環境意識の向上に取り組むとともに、自然と共生する持続可能で魅力ある地域づくりを推進します。

【事業内容】机浜漁村番屋群の保全、継承活動への支援

平成25～令和6年度に太陽光発電設備や薪ストーブの設置に対する補助事業を実施（継続）

平成25・26・28・令和2年度にシロバナシャクナゲの植樹を実施

⑧その他村長が特に必要と認める事業

社会情勢の変化や緊急的な課題、分野横断的な取り組みなどに柔軟に対応できるよう、村長が特に必要と認める事業に活用し、寄付者の思いを的確かつ効果的に村づくりへ反映させます。

★ 寄付金の申込方法

- 「寄付申込書」で寄付金の使い道を指定し、申し込んでいただきます。
- 村から振り込みのご案内をしますので、指定の口座にお振り込みをお願いします。
- 振込手数料は本人負担となります。
- インターネットからの申し込みも受け付けております。詳しくは村HPをご覧ください。

<https://www.vill.tanohata.iwate.jp/docs/2015081700075/>

★ 寄付金の額

- 寄付金は、1口5,000円を原則として、何口でも受け付けます。

★ 問い合わせ先

- 〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143-1
田野畑村役場 田野畑むらづくり基金担当
- 電話 0194-34-2111 FAX 0194-34-2632
- e-mail kikin.b2@vill.tanohata.iwate.jp

寄付者様の氏名公表につきましては、令和7年度実績報告にてご掲載させていただきます。

6 条例・規則

田野畑むらづくり基金条例

平成19年10月1日条例第15号
改正 平成26年3月14日条例第9号
改正 令和6年12月11日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、田野畑村のむらづくりに対する寄付金を広く募り、その寄付金を財源として、多様な人々の参加とその思いを具体化することにより、個性豊かで活力があり、安心して暮らせるむらづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 産業振興に関する事業
- (2) 教育・文化・スポーツに関する事業
- (3) 保健・医療・福祉に関する事業
- (4) 少子化対策に関する事業
- (5) 移住・定住促進に関する事業
- (6) 観光振興に関する事業
- (7) 環境保全に関する事業
- (8) その他村長が特に必要と認める事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てるために寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するため、田野畑むらづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄付金の指定等)

第4条 寄付者は、第2条各号に規定する事業のうちから自らの寄付を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

(寄付者への配慮)

第5条 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄付された相当額で予算の定めるところによる。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

田野畑むらづくり基金条例施行規則

平成19年10月1日規則第23号

(運用状況の公表)

第10条 村長は、この基金の運用状況を毎年度中間期と通期について、期末後1か月以内に公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月14日条例第9号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月11日条例第17号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、田野畑むらづくり基金条例(平成19年田野畑村条例第15号。)に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受け入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書(様式第1号)により随時受け付けるものとする。

(寄付金台帳の作成)

第3条 村長は寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

2 村長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄付金の額)

第4条 寄付金は、1口5千円とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。